海外販路等開拓支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年11月4日制定

「農商工部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、海外販路等開拓支援業務に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」 という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
 - (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員5名をもって組織する。
- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、農商工部次長兼産業創出課長、産業雇用政策課長、文化スポーツ観光部観光政策課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。 (委員長の職務等)
- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、農商工部長、副委員長は、農商工部理事とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて、書面により開催することができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(審査方法)

第6条 審査は、提案参加者から提出された企画提案書等による書面審査を行う。

(審查基準)

第7条 プロポーザルの審査基準は、実施要領に定める。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。